

宮城県公報

行 政 手 続 等 における 情報 通信 の 技術 の 利用 に関する 規則 の 一部 を 改正 する 規則
宮 城 県
(総務部 県政情報・文書課)
宮城県 仙台市 青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(情報政策課)	一
○水道水源特定保全地域の区域の変更	(環境対策課)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	三
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程		五
○公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程		六
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		六
○宮城県市町村職員共済組合令和元年度決算の要旨の公表		六
○仙台市職員共済組合令和元年度決算の要旨の公表		八

規 則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した

行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

第二条第二項第三号中「情報通信技術利用法第一条第六号」を「情報通信技術活用法第三条第八号」

に改める。

第三条中「情報通信技術利用法第二条第七号」を「情報通信技術活用法第三条第九号」に改める。

第六条中「情報通信技術利用法第二条第八号」を「情報通信技術活用法第三条第十号」に改める。

第七条中「情報通信技術利用法第二条第九号」を「情報通信技術活用法第三条第十一号」に改める。

第八条第一項中「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改

め、同条第二項中「情報通信技術利用法第四条第四項」を「情報通信技術活用法第七条第四項」に改

め、同条第三項中「情報通信技術利用法第六条第三項」を「情報通信技術活用法第九条第三項」に改

める。

第九条中「情報通信技術利用法第三条から第六条まで」を「情報通信技術活用法第六条から第九条

まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百五十七号

ふるさと宮城の水循環保全条例(平成十六年宮城県条例第四十二号)第十三条第一項の規定により、

平成二十二年宮城県告示第二百八十号で指定した鳴瀬川流域水道水源特定保全地域の区域を次のとお

り変更する。

令和二年六月二十六日

一 変更年月日

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 変更後の区域

大和町、色麻町及び加美町の区域のうち次の図に示す区域
「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（環境生活部環境対策課）及び関係町役場に備え置いて、公衆の縦覧に供する。

○宮城県告示第五百五十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和二年六月二十六日

○宮城県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市東和町米川字馬ノ足七の一、七二の一、七三の一、七六の一、七七の一、八〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字馬ノ足七六の一・七七の一・八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種の
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 登米市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
- 干害の防備
- 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年六月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町浦宿浜十二神八番一七地先から 同郡同町浦宿浜十二神六〇番三地先まで				前A	一〇・四	一七九・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				後A	一〇・四	一七九・四	
				後B	一五・二	二三六・二	
					七九・六		

○宮城県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年六月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町石浜字崎山六一番一地从先から 同郡同町桐ヶ崎字崎山六番六地先まで				前A	一一・二	一、六二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				後A	一一・二	一、六二・〇	
				後B	一〇・四	一、〇六・〇	
					五六・三		

○宮城県告示第五百六十四号

金洗塚土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年六月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月二十六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山 口 浩 徳

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 土壌・作物体総合分析装置ほか一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和三年一月十五日(金)

4 納入場所 宮城県大河原農業改良普及センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)

第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二條第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五)へ令和二年七月十三日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 影山 裕也 電話〇二二二二二一三三三三）
 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和二年七月十三日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
 (一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年七月十三日（月）午前九時から令和二年七月二十一日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年七月二十一日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
 (三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
 (一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 令和二年七月二十九日（水）午前九時から令和二年八月十四日（金）午後五時まで
 (二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 令和二年八月十四日（金）午後五時
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。
 ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
 ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所
 令和二年八月十七日（月）午前十時 宮城県庁庁舎二階第一入札室
 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。
 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要
 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。
 六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Soil & Plant Analyzer (SPA) and other equipment (1 set)

2 Deadline for Delivery : January 15, 2021 (Fri)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Ogawara Agricultural Improvement and Development Center and other locations as specified

4 Deadline for Bid : August 14, 2020 (Fri), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : KAGEYAMA Yuya, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

企業局

○宮城県企業局管理規程第十二号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
 令和二年六月二十六日 宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程
 企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二局長の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。
十二 公の施設の指定管理者に関する次のこと。

イ 指定管理者の募集方法等の決定

ロ 利用料金の承認（地方自治法（以下この号において「法」という。）第二百四十四条の二）

ハ 業務の全部又は一部の停止命令（法第二百四十四条の二）

ニ 選定基準の決定（公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号。以下この号において「条例」という。）第三条）

ホ 指定管理者選定委員会への諮問（条例第四条）

ヘ 協定の締結（条例第五条）

同表各課長の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 公の施設の指定管理者に関する次のこと。

イ 事業報告書の受理（地方自治法（以下この号において「法」という。）第二百四十四条の二）

ロ 指定管理者に対する報告の徴収、立入調査及び指示（法第二百四十四条の二）

ハ 申請書の受理（公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下この号において「条例」という。）第二条）

ニ 変更の届出の受理（条例第七条）

附 則

この管理規程は、令和二年七月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十三号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程を次のように定める。

令和二年六月二十六日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程
(趣旨)

第一条 この規程は、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第二項第一項の管理規程で定める様式による申請書は、指定管理者の指定申請書（様式第一号）とする。

2 条例第二項第七号に掲げる書類は、次のとおりとする。

一 施設を管理する上で必要な許認可証等の写し

二 前号に掲げるもののほか公営企業管理者が別に定める書類
(変更の届出)

第三条 条例第七条の規定による届出は、指定管理者の変更届（様式第二号）によるものとする。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この管理規程は、令和二年七月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十六号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和二年六月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

石巻市寺崎地区農業担い手センターの項中「石巻市寺崎地区農業担い手センター」を「石巻市桃生寺崎農業担い手センター」に、石巻市高須賀地区定住センターの項中「石巻市高須賀地区定住センター」を「石巻市桃生高須賀定住センター」に改め、大崎市鹿島台志田谷地集落センターの項及び大崎市鹿島台農家高齢者創作館の項を削る。

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和二年六月二十六日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 大 友 喜 助

宮城県市町村職員共済組合令和元年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
13	20	1	17	51

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長長期	船員一般	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	16,807	33	1,823	1	10	272	18,946
標準報酬の月額 (千円)	長期	6,017,644	20,050	662,910	620	4,150	6,705,374
	短期	6,288,604	27,220	662,940	980	4,150	7,072,544
1人当たり標準報酬月額 (円)	長期	358,044	607,576	363,637	620,000	415,000	359,075
	短期	374,166	824,848	363,653	980,000	415,000	373,300

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	23	3	1	1	1	1	30

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負担金	5,586,659	15,026,161	787,279	110,499			222,722	178,055				
掛金・保険料	5,665,938	9,585,525	787,269					173,404				
施設収入・商品売上									256,794			
連合会交付金	117						99,019	285			275	
利息及び配当金	546				16,296	2,321	114	188	398	504,078	29,750	
その他収入	830,198						3	13,314	71	41,007		14,122
他経理から繰入金							43,141		90,527			
前年度繰越支払準備金	804,828											
計	12,888,286	24,611,686	1,574,548	110,499	16,296	2,321	364,999	365,246	347,790	545,085	30,025	14,122
(支 出)												
給付金	5,387,518											
負担金払込金		15,026,161	787,279	110,499								
掛金・保険料払込金		9,585,525	787,269									
役職員給与							156,505	23,427	128,233	5,418	7,739	4,596
特定健康診査等費								20,962				
旅費・事務費							12,181	3,792	1,609	2,457	1,860	250
商品仕入									8,206			
飲食材料費									52,209			
委託費							17,598	7,355	7,892	1,887	1,849	1,849
支払利息					16,296	2,321				455,071	17,163	4,889
退職者給付拠出金	224											
前期高齢者納付金	2,282,030											
後期高齢者支援金	2,286,433											
病床転換支援金	11											
介護納付金	1,133,889											
連合会払込金	142,184										1,902	
連合会拠出金	722,489											
他経理へ繰入金	43,141							90,527				
その他支出	7,231						173,077	257,384	149,596	3,428	2,241	1,866
次年度繰越支払準備金	802,985											
計	12,808,135	24,611,686	1,574,548	110,499	16,296	2,321	359,361	403,447	347,745	468,261	32,754	13,450
差引当期利益金	80,151						5,638		45	76,824		672
差引当期損失金								38,201			2,729	
年度末支払準備金	802,985											
年度末資本剰余金							40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	3,178,498						364,898	1,088,728	120,685	2,289,890	640,295	177,478

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和二年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和二年六月二十六日

仙台市職員共済組合

理事長 藤 本 章

仙台市職員共済組合令和元年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	8,216	1	1,012	65	9,294
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,590,270	620	453,720	4,044,610
	短期	3,658,530	980	453,930	4,140,150
1人当たり標準報酬の月額 (円)	長期	436,985	620,000	448,340	438,250
	短期	445,293	980,000	448,547	445,465

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	6	1	7

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(収 入)										
負担金	2,910,645	8,911,277	465,362	64,010			54,998	96,628		
掛金・保険料	2,936,188	5,678,164	465,418					94,338		
利息及び配当金					3,734	287			113,415	14,878
その他収入	465,254						57,081	3		141
他経理からの繰入金							15,905			
前年度繰越支払準備金	418,241									
計	6,730,328	14,589,441	930,780	64,010	3,734	287	127,984	190,969	113,415	15,019
(支 出)										
給付金	2,738,555									
役職員給与							40,361	2,389	1,700	7,461
旅費・事務費							9,351	461	320	1,030
委託費							19,763	13,151	2,311	2,304
支払利息					3,734	287			76,739	4,021
連合会払込金	82,151	14,589,441	930,780	64,010						912
連合会拠出金	417,437									
退職者給付拠出金	130									
前期高齢者納付金	1,415,890									
後期高齢者支援金	1,327,627									
病床転換支援金	6									
介護納付金	652,064									
他経理へ繰入金	15,905									
その他支出	1,186						58,064	153,462	790	1,631
次年度繰越支払準備金	405,549									
計	7,056,500	14,589,441	930,780	64,010	3,734	287	127,539	169,463	81,860	17,359
差引当期利益金	△ 326,172						445	21,506	31,555	△ 2,340
年度末支払準備金	405,549									
年度末資本剰余金										
年度末利益剰余金	1,902,235						57,352	498,130	462,388	1,177,903